

熊本市教育委員会の後援に関する要綱

制定	平成 8年	4月	1日	総務課長決裁
改正	平成 9年	4月	1日	総務課長決裁
	平成20年	4月	1日	総務企画課長決裁
	平成22年	6月	1日	総務企画課長決裁
	平成22年	9月24日		総務企画課長決裁
	平成24年	3月25日		総務企画課長決裁
	平成24年	5月30日		教育長決裁
	平成24年	8月24日		教育政策課長決裁
	平成24年	9月	3日	教育長決裁
	平成25年	8月16日		教育政策課長決裁
	平成28年	4月	1日	教育長決裁
	令和 2年	3月31日		教育長決裁
	令和 5年	3月31日		教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、教育委員会以外の関係団体等の行う行事（以下「行事」という。）の後援基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「後援」とは、行事の趣旨及び内容が本市の教育施策上効果があると認められる場合又は子どもたちの豊かな感性を育むことができると認められる場合について、名義の使用を認めるものをいう。

(後援の名義)

第3条 教育委員会が行事の後援を行う場合の名義は、「熊本市教育委員会」とする。

(後援の承認基準)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれにも該当する行事について後援を承認することができる。

(1) 行事の主催団体等が、次のいずれかに該当すること。

ア 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものであること。

イ 学校教育、社会教育及び社会体育に関する団体等又は文化団体等で、その活動状況が教育委員会の方針に反しないと認められるものであること。

ウ 新聞社、放送局等報道機関で公共的性格を有し、かつ、その活動状況が教育委員会の方針に反しないと認められるものであること。

エ 事業実行委員会等の臨時的に組織された団体等にあつては、その組織、運営及び団体等意志が明らかであり、事業遂行の意志と能力が十分にあると認められること。

オ その他特に教育委員会が認めるものであること。

(2) 行事の内容等が、次のいずれにも該当すること。

ア 公益性が高く、教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであること。

イ 特定の会員を対象とせず、広く一般に公開されるものであること。

ウ 主催者が当該行事を遂行する能力を十分に有すると判断されるものであること。

エ 開催場所が公衆衛生、災害防止等について十分配慮されているものであること。

オ 本市内で開催されるものであること。ただし、教育委員会が特に認める場合はこの限りでない。

カ 入場料、参加費等が徴収される場合は、その目的及び金額が適正であること。ただし、児童・生徒を対象とする行事にあつては、無料又は実費程度の額であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、後援を承認しないものとする。

(1) 政治的活動又は宗教的活動に利用され、又はそのおそれがあると認められる行事

(2) 特定の思想又は政治的な主義主張に関わる行事で、行政の中立性を損なうおそれがあると判断されるもの

(3) 国民及び市民の間で議論が分かれているもの

- (4) 専ら営利を目的とする行事
- (5) 公序良俗に反すると認められる行事
- (6) 団体等の宣伝もしくは会員の勧誘を目的とする行事
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる行事
- (8) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者が主催者の役員、従業員、社員その他の構成員である行事
- (9) 教育委員会の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれがある行事
- (10) 前各号に掲げるもののほか、その目的及び内容等に鑑み教育委員会が後援をすることが適当でないとする行事

（決裁）

第5条 後援行事の決裁は、これに係る文書を受理した教育委員会事務局所管課で内容を審査・協議し、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号）第3条第3号の規定に基づき部長決裁とする。ただし、定例的な行事については、熊本市教育委員会事務局事務専決規程第4条課長共通専決事項の項第8号の規定に基づき、課長決裁とすることができる。

（後援の申請）

第6条 行事の後援の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ次の事項を記載した申請書又は、熊本市教育委員会後援申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 行事の名称
- (2) 行事の趣旨及び内容
- (3) 開催日時及び場所
- (4) 主催者、共催者及び後援予定団体
- (5) 入場料等徴収の有無
- (6) 参加対象者及び人数
- (7) 前回申請の有無
- (8) その他参考となる資料

2 申請者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号に掲げる書類にあっては、従前に当該書類を提出したことがあり、それ以降その記載内容に変更がない場合は、この限りではない。

- (1) 主催団体等の定款、規約又は活動目的及び活動内容を示す書類
- (2) 役員名簿
- (3) 事業の企画書、開催要項又は事業目的及び事業計画を示す書類
- (4) 収支予算書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

（後援の承認決定）

第7条 申請書の提出を受けたときは、速やかに当該申請に係る後援の可否を決定するものとする。

2 熊本市教育委員会の後援を承認するときは、必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による決定により、熊本市教育委員会の後援を承認する場合にあっては熊本市教育委員会後援承認決定通知書（様式第2号）、熊本市教育委員会の後援を承認しない場合にあっては熊本市教育委員会後援不承認決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（承認の期間）

第8条 後援の承認期間は、教育長が承認通知書を交付した日から、当該行事の終了する日までとする。

2 申請者は、承認通知書の交付を受けるまでは、いかなる文書図書類にも熊本市教育委員会の名義を記載してはならない。

（行事中止等の届出）

第9条 第7条の規定により承認を受けた者は、当該承認に係る行事の中止又は内容の変更が生じたときは、直

ちに熊本市教育委員会後援変更申請書（様式第4号）を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により変更申請書を受理したときは、第4条の規定に基づいて審査し、後援の変更を承認するときは承認通知書により、後援の変更を承認しないときは不承認通知書により通知するものとする。

（実施報告）

第10条 第7条の規定により承認を受けた者は、当該承認に係る行事が終了した日から30日以内に熊本市教育委員会後援行事実施報告書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

（後援承認の取消）

第11条 教育委員会は、第7条の規定により承認した後（行事終了後を含む。）において、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該承認を取り消すことができる。この場合において、教育委員会は、当該取消しによって生じた損害の責めを負わない。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 第4条第1項の基準を満たさなくなると認められるとき。
- (3) 第4条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 第7条第2項に付した条件に違反したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により承認を取り消した場合において、熊本市教育委員会後援取消決定通知書（様式第6号）を申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による取消しを行ったときは、当該取消しに係る行事の申請者について当該取消の日以後3年の間は後援承認しないものとする。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

（雑則）

第12条 後援申請に係る文書で、各課に属しないものについては、教育委員会事務局教育総務部教育政策課で調整するものとする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の熊本市教育委員会の後援に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のある行事から適用し、同日前に申請のあった行事については、なお従前の例による。

熊本市教育長 宛

熊本市教育委員会後援申請書

申請者 住所・所在地
団体名
代表者氏名

次の行事について、熊本市教育委員会の後援を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
 なお、行事に関係する法令及び誓約事項を遵守します。

行事の名称		
行事の趣旨		
行事の内容		
実施期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
開催場所	名称 住所	
主催・共催		
他の後援予定団体		
入場料・参加費等の有無	無 ・ 有 (円)	
参加対象者・予定人数		
前回申請	無 ・ 有 (時期: 年 月) (行事名:)	
添付書類	1. 主催団体の規約、要綱、定款等（主催者の活動状況がわかる書類） 2. 役員名簿 3. 開催要項、企画書、事業計画書等（この行事の目的及び内容の詳細がわかる書類） 4. 収支予算書（今回申請している行事のみの収支計画） 5. 前回のパンフレット、広報チラシ等（写しでもよい。新規事業の場合は不要） 6. その他 () ※ 1については、今回の申請が前回承認日から概ね1年以内で、かつ、規約、役員等に変更がない場合は不要です。	
確認事項 該当する場合、右の□の中に「✓」をつけてください。	承認前に、企画書やチラシ、ホームページ等で「熊本市教育委員会後援」と推測される表記を一切しないことを誓約します。	<input type="checkbox"/>
	暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(団体の場合、当該団体の役員が暴力団員に該当する団体を含む。)でないことを誓約します。	<input type="checkbox"/>
	事業の内容が承認基準に合致（裏面「1. 確認事項」の全ての項目に該当）することを誓約します。	<input type="checkbox"/>
	注意事項（裏面「2. 申請にあたっての注意事項」の全ての項目）を遵守します。	<input type="checkbox"/>
	承認後（事業終了後を含む。）に申請内容が事実と異なることが判明した場合は、承認の取消しや承認を取り消した日から3年以内に行う申請に対して不承認とする措置を受けても異議を申し立てません。	<input type="checkbox"/>

連絡先	住所 〒 氏名	電話：
備考		

1. 確認事項

- (1) 政治的活動又は宗教的活動ではない。
- (2) 特定の思想又は政治的な主義主張に関わるものではない。
- (3) 専ら営利を目的としたものではない。
- (4) 公序良俗に反するものではない。

2. 申請にあたっての注意事項

- (1) 添付書類が揃っていない場合は、申請を受理いたしません。また、申請書を受理してから結果がお手元に届くまでに2～3週間ほどかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 事業を中止するとき又は事業の内容等を変更する場合は、直ちに変更の届出を行って下さい。
- (3) 事業終了後30日以内に、熊本市教育委員会後援事業実施報告書（様式第5号）を提出してください。
- (4) 熊本市教育委員会から後援の承認を受けるまでは、チラシやホームページ等で名義を使用しないで下さい。

※申請中における「熊本市教育委員会後援（予定） / （申請中）」等の記載も認めません。

- (5) 後援名義の使用を承認する以外に、当該事業の財政的・人的・物的支援などを行いませんので、ご了承のうえ申請願います。

様

熊本市教育長 印

熊本市教育委員会後援承認通知書

年 月 日付で申請のあった下記の件については、後援の名義使用を承認しましたので、通知いたします。

記

- 1 行事の名称
- 2 名義の標示 熊本市教育委員会
- 3 名義の使用期間 承認の日から 年 月 日まで
- 4 条件（例）
 - (1) 事業を行うに当たって生じた事故、災害等については、主催者が一切その責任において処理をしてください。
 - (2) 名義の使用に際しては、その公的な信用を失墜することのないようにしてください。
 - (3) 本事業に係る経費等は、教育委員会は負担いたしません。
 - (4) 事業を中止するとき又は事業の内容に変更があるときは、直ちに届け出てください。
 - (5) 事業終了後、30日以内に熊本市教育委員会後援行事実施報告書（様式第5号）を提出してください。
 - (6) 後援の承認をした後において、虚偽の申請や正当な理由なく申請内容と異なる事業を実施したことが判明した場合など、後援をすることが不適当と認められる場合は、後援の取消しや以後の後援を承認しないことがあります。

担当課
熊本市中央区手取本町1-1
熊本市教育委員会 課
TEL096-328-

発第 号
年 月 日

様

熊本市教育長 印

熊本市教育委員会後援不承認通知書

年 月 日付で申請のあった行事については、下記のとおり不承認といたしましたので、通知いたします。

記

1. 主 催
2. 行事の名称
3. 開催日時 年 月 日 ～ 年 月 日
4. 開催場所
5. 不承認の理由

担当課
熊本市中央区手取本町1-1
熊本市教育委員会 課
TEL096-328-

熊本市教育長 宛

熊本市教育委員会後援変更等申請書

申請者 所在地 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

熊本市教育委員会から承認を得た次の行事について、事業内容等を変更しましたので届け出ます。

行事の名称	
変更事項	
変更内容	
変更事項の周知方法	
承認事項（承認日、承認番号）	年 月 日付 発第 号
連絡先	住所 〒 氏名 電話：

熊本市教育委員会後援行事実施報告書

年 月 日

熊本市教育長 （宛）

請者 所在地 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

(担当者名： _____ 連絡先 TEL： _____)

年 月 日付け 発第 号で後援の承認を受けた事業が終了しましたので、次のとおり報告します。

行事の名称	
行事の概要	
開催場所	名称 住所
主催者・共催者	
他の後援団体	
入場料・参加費等の有無	無 ・ 有 (_____ 円)
入場者・参加者実績	
添付資料	<input type="checkbox"/> 決算書※ <input type="checkbox"/> 写真、パンフレット等 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

※ 入場料、参加費等を徴収した場合は、収支決算書を添付ください。

様

熊本市教育長 印

熊本市教育委員会後援取消決定通知書

年 月 日付け 発第 号で後援を承認した行事については、下記のとおり取り消すことを決定しましたので通知します。

記

1 事業名

2 取消理由

※ 「後援：熊本市教育委員会」の表示を直ちに抹消してください。

担当課
熊本市中央区手取本町1-1
熊本市教育委員会 課
TEL096-328-